

議案第95号関連資料

マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記に係るシステム改修について

1 概要

令和6年度から国外転出者によるマイナンバーカードの海外利用の開始が予定されており、海外における身分証明書としての機能も想定し、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう戸籍法が改正されました。このため、住民票及び戸籍附票に氏名のフリガナを記載し、マイナンバーカードに氏名のローマ字表記ができるよう関連システムを改修します。

2 システム改修

(1) 住民票に氏名のフリガナを記載するためのシステム改修 24,000千円

住民基本台帳を管理する住民基本台帳システム、住基ネットワークシステム及びコンビニ交付システムを改修します。

(2) 戸籍附票に氏名のフリガナを記載するためのシステム改修 5,800千円

戸籍附票を管理する戸籍附票システムを改修します。

※ (1)及び(2)については、全額国庫補助対象（現時点で補助上限額が16,746千円）

(3) スケジュール

令和6年1月 システム改修契約及び着手（令和5年度中の完了予定）

※ 施行日及び手続きの詳細については、今後、国から通知されます。

3 その他

コンビニ交付サービスの証明書発行委託手数料を増額補正 3,800千円

・発行委託手数料（コンビニエンスストア等へ支払う委託手数料）

当初予算 4,600千円 ⇒ 補正後 8,400千円

※ コンビニ交付発行率を20%から40%へ上方修正